

令和 7 年度

小型動力ポンプ付積載車

仕様書

佐 野 市

第1章 総 則

1 目 的

本仕様書は、佐野市（以下「当市」という。）が令和7年度に製作を依頼する多機能型小型動力ポンプ付積載車（以下「本車両」という。）の仕様について必要な事項を定める。

2 概 要

本車両は小型動力消防ポンプを搭載し、小型動力ポンプを電動油圧式で昇降できる装置を装備するものであり、かつ消防活動上必要な資機材を装備し、安全に迅速確実な消防活動を行うことができる車両とすること。

艀装材料及び小型動力消防ポンプは、すべて日本産業規格及び動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に基づき、精選されて耐久性に富むものとし、艀装材料並びに装備品は、すべて新規製品とすること。

3 規 格

- (1) 本車両は、この仕様書に定める事項のほか「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」「道路運送車両法」「道路運送車両の保安基準」その他の関係ある法規通達等に適合し、かつ、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満たし、ISO 認証取得による品質管理システム、又は同等の品質管理にて製造が行われ、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- (2) 本車両の総重量については、平成29年3月12日以降に取得した普通免許での運転が可能な3.5t未満とすること。
- (3) 本車両の艀装材料及び装備積載品等は、すべて新規製品とし、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであるとともに、関係機関が行う認定及び検定並びに検査を必要とするものについては、それに合格したものであること。
- (4) 本車両は、艀装を含めて装備資機材を積載した上、常時登録された車両重量の状態において十分耐え得るものであること。

4 設計時の注意事項

- (1) 本車両の設計は、本仕様書に基づき当市と綿密な協議の上、各部の材質、積載品の適応性を検討し、軽量化及び省力化を図り、前後左右の荷重バランスを十分考慮し装備積載品を積載して走行した際に、安定性能が優れた車両であること。
- (2) 各部、各装置の保守点検、清掃、法定点検等が容易に行える構造とすること。
- (3) 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他の権利上の問題が生じた場合には、受注者の責任において処理すること。

5 製作図等の提出

受注者は、製作に先立ち契約後、速やかに当市と細部の打合わせを行い、打合わせ後1ヶ月以内に設計承認図書をA4版ファイルで2部作成して当市に提出し、当市の承認を受けること。

また、中間検査時及び完成検査時も当市が指示する図書を提出するものとする。

なお、図書構成は次のとおりとし、承認後1部を受注者へ返却するものとする。

(1) 設計承認図書

- ア 製作工程表
- イ シャシ5面図
- ウ シャシ諸元明細書
- エ 車両・小型動力消防ポンプカタログ（純正オプション等含む）
- オ 艀装諸元明細書
- カ 艀装外観5面図
- キ 装備品取り付け図
- ク ポンプ性能表
- ケ 電気系統配線図
- コ 使用部材、資器材明細一覧表（メーカー名及び形式）
- サ その他当市が要求する図書

(2) 中間検査時に提出する図書

- ア 製作工程ごとの進捗状況を示す書類、写真を1部提出すること。（随時）
- イ 自動車改造計算書
- ウ 重量分布計算書
- エ 最大安定傾斜角度計算書
- オ 強度計算書

(3) 完成検査時に提出する図書

- ア 完成図一式（製作図含む。シャシ、艀装、電気、ポンプ等）
- イ 自動車車検証の写し
- ウ 車両操作及び取扱説明書
- エ 整備要領書
- オ 緊急自動車届出確認証の写し
- カ 改造自動車等検査結果通知書の写し
- キ 総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す適合証の写し
- ク 鑑定合格証票の写し
- ケ 消防ポンプ試験成績書類
- コ ポンプ取扱い説明書及び整備要領
- サ ポンプパーツリスト
- シ 装備品一覧表（保証書付）及び取扱い説明書
- ス 主要資器材一覧表（保証書付）及び取扱い説明書
- セ 納品書、納品明細書
- ソ 各写真及び写真を保存したCD又はDVD（車両・積載品等）
- タ その他当市が指示した図、図書等

6 製作時の注意事項

- (1) 契約後に仕様内容に疑義が生じた場合又は技術上の理由で仕様の変更を必要とする場合には、軽微なものであっても、その都度、当市に連絡して指示を受けるものとする。
- (2) この仕様に記載がない事項についても、消防車両として当然必要であるものについ

ては、製作又は積載すること。

- (3) 本車両は、消防車両として最適な構造及び性能を十分発揮するため、次の点に留意して製作すること。

ア 艤装に使用するすべての材料は日本産業規格（JIS）に基づいて精選された耐久性に富むものとし、すべて新規製品を使用すること。

イ 車両全般にわたり電食防止・防水処置・防食防錆処置等を施し、長期間の耐久性を有するものとする。

ウ 振動、ねじれ等を考慮し十分吸収できる構造とすること。

また、接合部・切断部及び材料の粗面、ボルト等の末端処理は完全に行い、安全性を考慮すること。

エ 各装置及び各部品等の取り付けは、ボルト締付け、又はリベット付けを原則とすること。

オ 保護枠、計器板、蝶番、手摺り、その他金属の露出部分並びに、ボルトナット類は原則ステンレス製のものを使用すること。

カ コーキング類は弾力性があり永年使用しても硬化しないものを使用すること。

キ ゴム製品は、全て耐油性の合成ゴムを使用すること。

ク 注油及び給油は容易にできる構造とすること。

ケ 全面の水洗いを行うことができ、かつ、残水等の生じない構造とすること。

コ 塗装等の剥離、各器具、スイッチ類の破損のおそれがある部分には、すべて適切な保護対策（保護板及び保護枠等）を講じること。

サ 各部・各装置の保守点検、清掃、法定点検等が容易に行える構造とすること。

シ 各部は堅牢にして、長期の使用に十分耐え得るもので、かつ、維持管理が経済的に行えるものとし、地金露出部分はメッキにて保護されているものであること。

7 検 査

- (1) 当市の指示により各検査を受けるものとし、仕様内容と相違のある場合、又は不合格の場合は、指示事項を訂正、修正又は交換の上、再検査を受けること。

- (2) 各検査には、当市の検査職員が立会い、その結果の指示事項及び確認事項等は発注者及び受注者の双方で記録して、書面で取り交わすこと。

- (3) 指定した検査場所以外で実施する場合は、当市と協議し許可を得ること。

- (4) 検査種別は次のとおりとする。

ア 部材検査

必要に応じ、艤装に使用する部材及び溶接部の腐食処理の検査を実施する。

（部材一覧表及び部材の写真等を当市へ提出）

イ 中間検査（検査場所：受注者が申請する場所）

塗装前に主要部の艤装を終了した時点で当市に申請書を提出し、中間検査を実施する。

ウ 完成検査（検査場所：当市消防本部）

関東運輸局栃木運輸支局にて登録後、納車時に検査を実施する。

エ その他の検査

当市が必要と認めたときは、臨時に検査を実施する。

- (5) 当市は、必要に応じて受注者に図書のみを提出させ、書類上で審査することにより、

検査の一部を省略することができるものとする。

8 登録の代行

- (1) 完成車は、関東運輸局栃木運輸支局長が行う新規登録検査を受けるものとし、それに伴う書類は事前に当市に提出し承認を得ること。
- (2) 自動車保管場所証明書及び緊急自動車届出書の申請を代行し、代行手数料は納入業者が負担すること。

9 登録の費用

本車両の新規登録に要する費用のうち、自賠責保険料、重量税、リサイクル料については当市の負担とする。

10 納 入

- (1) 納入数 2 台
- (2) 納入場所 栃木県佐野市富岡町 1 3 9 1 番地 佐野市消防本部
- (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 6 日（金）までに納入すること。

11 保 証

本車両の保証期間は次のとおりとする。ただし、保証期間後であっても設計、製作方法及び材料不良等に起因すると考えられる故障等が生じた場合は、受注者が無償で交換又は修復するものとする。

- (1) シャシ関係部分 メーカー保証期間
- (2) 艀装関係部分 納入後 2 年間

12 その他

契約にあたっては、本仕様書を十分に検討し疑義等がある場合は、当市に質問してその内容を納得した上で契約するものとし、契約後における疑義はすべて当市の解釈に従うこととする。

第 2 章 シャシの仕様

1 シャシの仕様に関する基本的事項

本車両に使用するシャシは、積載量 1. 0 t 級の車種で初度登録以前のものとし、平成 3 0 年排ガス規程に適合するガソリンエンジンを動力とするもので、本仕様書に規定する装備及び資機材の積載に十分耐え得る構造であるとともに、本仕様書の中で規格を定めるもの以外の装備品については、車両製造元が公表している純正品が装備されているものであること。

2 シャシの主要諸元は、次のとおりとする。（車両艀装完成寸法）

- (1) 車両の形状 4 ドアキャブオーバー・ 1. 0 t 級シャシ

(2) 全 長	5, 500mm以下
(3) 全 幅	1, 900mm以下
(4) 全 高	2, 500mm以下 (装備品は含まず)
(5) ホイルベース	2, 500mm以上
(6) 車両総重量	3, 500kg未満
(7) 最高出力	81kW以上
(8) 排 気 量	1, 900cc以上
(9) 駆 動 方 式	四輪駆動 (艤装に際し不都合が生じる場合は二輪駆動可)
(10) 変 速 機	オートマチックトランスミッション
(11) 制 動 装 置	艤装、資機材積載後の完成車両を十分制動できるもの
(12) 燃料タンク	50リットル以上
(13) 乗 車 定 員	6人 (前3・後3)

3 シャシ製造元が公表する装備の他、次に掲げるものを備えること。(別表2・3)

(1) バッテリー	バッテリーを電源とする赤色警光灯、その他の灯火及び艤装部分を含めた全ての機能を同時に賄える容量を有するもの
(2) オルタネーター	上記バッテリーの最高使用状態において、充電量を十分に賄える発電量を有するもの
(3) エアコンディショナー	純正品
(4) フロアマット	純正品 (前後座席)
(5) チューナー	時計付AM・FMラジオ
(6) メインスイッチ	エンジンキー連動
(7) キャブチルト装置	キャブチルト機能がある場合は、落下防止装置付 純正車種で機能がない場合は、別途取り付ける必要はなし
(8) パワーウインドウ	車両純正品
(9) サイドミラー	左右電動格納式
(10) フォグランプ	左右各1個
(11) サンバイザー	純正品 (運転席及び助手席)
(12) サイドバイザー	全ドア
(13) 後退警報器	バックギア連動
(14) 集中ドアロック	純正品 (全ドア・リモコン付)
(15) マップランプ	キャビン艤装に定めるところによる。
(16) タイヤ	スタッドレスタイヤ ホイール付必要数
(17) スペアタイヤ	(16)と同品 (前後ホイール型が異なる場合はそれぞれ用意)
(18) 路肩灯	左右各1個 (LED)

第3章 車両の艤装

1 車両の艤装に関する基本的事項

本車両の艤装にあつては、保安基準に従い製作し、重量軽減と電食防止、防食防錆及び防水性を図るよう努め、各配線はフレキシブルハーネス等にて被覆し資機材の出し入れに支障のないよう布線し、各艤装部及び装置等が安全確実で、かつ迅速に操作できる

構造とすること。また、いかなる振動にも耐え、安全な消火活動ができるものとする
こと。

2 キャビンの艤装

- (1) キャブ上部前方に、別表2に掲げる標識灯付赤色警光灯を堅固に取り付けるとともに、警光灯及び警光灯に内蔵するスピーカー2基は、室内に設けるサイレンアンプと連動して動作する構造とし、警光灯に内蔵するモーターサイレンは、室内に設ける3路スイッチにより連続吹鳴と断続吹鳴(ウェーブ吹鳴)を選択できる構造とすること。
- (2) フロントエプロン又はフロントグリル上部に、別表2に掲げる赤色点滅灯を左右1対で取り付けすること。(取り付け位置は当市と協議)
- (3) フロントグリルに、青系色のLEDデイトタイムライトを左右一対に取り付け、前照灯の点灯と連動して消灯する構造とすること。
- (4) 室内の運転席と助手席から操作できる位置に、別表2に掲げるサイレンアンプ及び機能集中型操作盤並びにモーターサイレンスイッチを取り付けること。
(取り付け位置及びスイッチの割り当ては当市と協議)
- (5) 室内の至便な位置に、別表2に掲げるドライブレコーダーを取り付けること。
(取り付け位置は当市と協議)
- (6) 室内の運転席と助手席から操作できる位置に、更新元車両に既存のデジタル無線受令機(業務用無線一体型)を移設することとし、受令機本体以外の部品(アンテナ(デジタル無線2本、業務用無線1本)、配線、スピーカー、車内外スピーカー切り替えスイッチ等)は新規製品を使用すること。
なお、移設にあたっては、受令機納入業者と綿密に協議すること。
- (7) スイッチ付LEDフレキシブルマップランプを助手席側フロントピラー付近に設けること。
- (8) サイレンアンプのマイクピンジャックを、後部座席から操作できる位置に増設することとし、サイレン吹鳴時に、アンプ部と増設部の各ジャックとも、サイレン吹鳴停止等が起こらない構造とするとともに、アンプ部と増設部のマイクが常時できる構造とすること。
- (9) ルーフ上に取り付ける警光灯及び受令機アンテナの配線は、ルーフを貫通した後、ルーフ及びピラーの内張りの内側に敷設し、配線が室内に露出しない構造とすること。
- (10) 後部座席の隊員の安全を図るため、前部座席と後部座席との中間にパイプの手摺を設け、手摺にS字フックを6個取り付けすること。
- (11) キャビン内後部座席後方のバックパネル付近に、フックを6個取り付けすること。
- (12) ドアのステップは、大型の縞アルミ鋼板に変更し、縁はプレスすること。
また、フェンダー部及びキャブ昇降口はアルミピラミッド板とする。
- (13) キャビン左後部付近に、ステンレス製旗台を取り付けることとし、旗竿を容易に固定できる構造で、固定金具が落下しないようチェーン等を取り付けること。
- (14) 電装品には、必要に応じてノイズ対策を講じること。
- (15) バッテリーの放電が軽減されるよう、運転席の至便な位置に艤装回路用メインスイッチを設けること。
- (16) フロントグリル又はフロントエプロン中央に消防団章を取り付けること。

- (17) 自動車用粉末消火器(20型)を後部座席下等の至便な位置に取り付けること。
なお、キャビン以外の場所に取り付ける場合はこの限りでない。

3 資機材積載部の艤装

- (1) キャビン後方の車体(以下「車体」という。)の構造は、一般構造用圧延鋼材もしくはアルミ鋼材を用いてフレームを組み、鋼板もしくは堅固な樹脂材を用いて立体式箱型を形成するものとし、走行の振動に十分耐える堅牢で耐久性のある構造とすること。(鋼材の厚み等は当市と協議すること。)
- (2) 車体の左右両側面に、シャッター式の扉を設け、車体側面のほぼ全面を開口できる構造とすること。
- (3) 車体の左右両側面下部は、キャビンと車体の一体感を醸成できるようスカートカバーを取り付けること。
- (4) 車体の両側面内部にアルミ製のラックを設け、別表に掲げる資機材及び器具を収納できる構造とし、必要に応じて収納に必要な格納箱及び固定ベルトを設けること。(ラックのレイアウト、積載位置及び積載方法は当市と協議。)
- (5) 車体内に必要なに応じて各資機材収納ボックスを設け、可能な限り最大スペースを確保し、必要箇所には落下防止措置を施し、排水管、樹脂製スノコ板等を用いて防水構造とすること。(資機材収納ボックス設置位置は当市と協議。)
- (6) 車体の後面に、シャッター式の扉を設け、後面のほぼ全面を開口できる構造とすること。
- (7) 車体の後面内に、別表1に掲げる小型動力ポンプを積載するものとし、油圧昇降装置により小型動力ポンプを容易に揚げ降ろしできる構造とすること。
- (8) 車体の後面内に吸管留め金具を設け、小型動力ポンプの手前に吸管を渦巻状に積載できる構造とすること。
なお、吸管は、6メートル吸管及び8メートル吸管のいずれであっても積載できるものとする。
- (9) 車体上部には、全面にアルミ合金の縞板を取り付け、歩行可能なデッキ(以下「デッキ」という。)とし、その左右両側端には車体側面から連なる煽りを設け、煽りの側面に別表1で掲げる赤色警告灯並びに照明灯をそれぞれ一対で取り付けること。
(煽りの形状については当市と協議。)
- (10) 車体後面下部の左右両側に、小型動力ポンプの揚げ降ろしに支障のないよう可能な限り最大のリアステップを設け、車体後面に、デッキに昇り降りするための折りたたみ式ステップを必要数取り付けるとともに、車体上部の後端の煽りの上部の至便な位置に、1段式のステンレスパイプの手摺を前後方向に2列設け、手摺の間に滑り止め措置を講ずること。(手摺の設置位置及び滑り止めの措置は当市と協議。)
- (11) 車体上部デッキの至便な位置に吸管留め金具を必要数取り付け、吸管を単体で積載できる構造とすること。
なお、吸管は、6メートル吸管及び8メートル吸管のいずれであっても積載できるものとする。
- (12) 車体上部デッキの前端の煽り間に、煽りと同じ高さの2段式のステンレスの柵を設けるとともに、煽りの上部及びデッキに荷掛用のフックアイを7個設けること。(フックアイの位置及び数は当市と協議。)

- (13) 車体において、ステップ又はデッキとして用いる部分、その他必要とする部分はアルミ合金の縞板とし、開閉金具等はステンレス製とすること。
- (14) 開口部、末端部、灯火類及び損傷受傷するおそれがある箇所はステンレス材等で保護し、艤装に伴う切断末端は危害防止処理を施すこと。
- (15) 車体上部の両側面にLED式のサーチライト（作業灯）を設け、照明灯柱は車体周囲が照明できるよう伸縮性をもたせ、至便な位置に防水型スイッチを設けること。（設置位置及びスイッチの位置については当市と協議）
- (16) 車体内の各部を十分に照明できるようLED照明灯を必要数取り付けすること。
- (17) 車体の後面上部に、別表1の赤色警光灯を左右1対に取り付けること
- (18) デジタル無線受令機用スピーカーを車体内に1個設けること。
- (19) 車体内のラック、格納箱又は資機材収納ボックス内のいずれかに燃料携行缶を固定できる構造とすること。

4 塗装及び文字記入

- (1) 車体は完全防錆後、プライマーパテ、水研ぎ、サフェーサーを行い、十分乾燥させ赤色ハイソリッドカラーにて3回以上吹き付け塗装を行うこと。
- (2) シャシフレームは、防錆塗装を施すこと。
- (3) 収納庫内部は、明るい色調とすること。（色調については当市と協議）
- (4) フロントグリルはメッキ色とすること。
- (5) 車体両側面及び車体後面のシャッターは、アルミ地色とすること。
- (6) 文字記入は次のとおりとし、記入位置等は当市の指示を受けること。

ア キャブ両側面

再帰性反射材を用いて一段で記入すること。

①「佐野市消防団第4分団第3班」

②「佐野市消防団第9分団第4班」

書体 丸ゴシック

字色 白色

記入 左書き

※前後のドアにバランスよく記入すること。

イ 標識灯（名板は白地）

①「佐野市消防団第4分団第3班」

②「佐野市消防団第9分団第4班」

書体 丸ゴシック

字色 黒色

記入 左書き

ウ 収納庫側面シャッター

再帰性反射材を用いて「SCFB」「SANO CITY FIRE BRIGADE」を上下2段で記入すること。

書体 当市と協議

字色 青色

記入 左書き

エ 収納庫後面シャッター上段

再帰性反射材を用いて「SCFB」「SANO CITY FIRE BRIGADE」を上下2段で記入すること。

書体 当市と協議

字色 青色

記入 左書き

オ 収納庫後面シャッター下段

再帰性反射材を用いて上下２段で記入すること。

上段 「佐野市消防団」

下段 ①「佐野市消防団第４分団第３班」

②「佐野市消防団第９分団第４班」

書体 丸ゴシック

字色 青色（再帰性反射材を使用すること）

記入 左書き（上下２段書き）

カ シャッターの色調

シャッターの色調は、当市と協議し決定する。

キ その他、当市が指定する文字、又はデカールデザイン等を記入すること。

5 積載品等

（１）本車両の積載品は、「別表１ 積載品」のとおりとする。

（２）本車両の装備品は、「別表２ 装備品」のとおりとする。

（３）本車両の付属品は、「別表３ 付属品」のとおりとする。

第３章 小型動力ポンプ

1 規 格

小型動力ポンプは、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に規定する所のＢ－２級に適合し、国家検定の受託試験に合格したものであることとし、別表１に掲げるものを積載すること。

2 ポンプ積載部の艤装

- （１）車体後面の扉内に小型動力ポンプ昇降装置を設け、動力は電動油圧式とし、受け台部分がリアステップより下がり、ポンプを運転できる高さまで降ろせる構造であるとともに、非常時は手で昇降できる構造であること。
- （２）小型動力ポンプは昇降装置に積載した状態で、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定され、かつ容易に昇降できるものであり、昇降装置ロックレバー等がある場合は、容易に操作できる位置にあること。
- （３）小型動力ポンプの積載方向は、吸水口が車両後方に向くように積載することとし、昇降装置に積載したままポンプを運転できる構造とすること。
- （４）ポンプ室の床に、小型動力ポンプの排気ガスを床下に誘導するための排気管を設けること。
- （５）ポンプ室の床に、小型動力ポンプの排水ドレインを接続する必要数のホースを床下に通し、小型動力ポンプとの接続部には引き抜き可能なカップラーを設けるとともに、ホースの長さは昇降装置のスライドに対応できる長さとする。

3 充電装置

- (1) 小型動力ポンプ及び車両バッテリーを充電する為のバッテリー充電器（全自動型で過充電防止機能付）を設けることとし、1本のコンセントケーブルにより車両バッテリー及び小型動力ポンプのバッテリーに充電できる構造とし、コンセント接続中の始動を防止するため、運転席ドアを覆う大きさの「充電ソケット接続中」マグネットシートを作成すること。（バッテリー充電器の設置位置は当市と協議。）
- (2) 充電ケーブル接続プラグはマグネット離脱着式とし、「充電ソケット接続中」のプレートを作成し昇降装置スイッチ付近に設置できる構造とすること。
（取り付け位置、ケーブル長さは当市と協議）
- (3) 小型動力ポンプの充電ケーブルが接続されたまま誤ってポンプ昇降装置を動作させた際に、充電ケーブルが損傷しないよう、カールコードの採用やマグネットカップラが離脱する等の安全措置を講じること。

第5章 補則

- (1) 本仕様書について、疑義又は変更せざるを得ない事項が生じた場合は、当市に速やかに連絡するとともに、綿密に協議し、当市の指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本仕様書に記載のないものについても当然必要なものは、良心的に製作すること。
- (3) 受注者は当市と協議のうえ、完成車引き渡し後に車両及び資機材の取扱説明を十分に実施するとともに、通常取扱説明書の他に重要ポイントを抜粋した簡易取扱説明書（ポンプ操作関係）を作成し提出すること。なお、派遣に対する一切の諸経費は受注者が負担すること。
- (4) 本仕様書に定める車種、艀装、資機材の設置、申請及び検査にかかる費用は、すべて受注者が負担すること。
- (5) 完成車は、関東運輸局栃木運輸支局長が行う新規登録検査を受けるものとし、それに伴う書類は事前に当市に提出し承認を得ること。
- (6) 自動車保管場所証明書及び緊急自動車届出書の申請を代行し、代行手数料は納入業者が負担すること。
- (7) 本車両の新規登録に要する費用のうち、自賠責保険料、重量税、リサイクル料については当市が負担をする。
- (8) 当市と受注者は常に信義を重んじ、本仕様書に記した内容全般における疑義及び不備に関して良心を持って協議し、変更を加え、これを解決すること。

別表1 積載品

品 名	規 格 等	数量
小型動力ポンプ	B-2級ポンプ（4サイクルエンジン搭載型）	1
吸管（バンド2本付）	大阪ゴム(LF-RS) 75mm×6m 75mm×8m （8m吸管及び6m吸管共にリング締めハンドル付）	各1
吸管ストレーナー	基準品 合成樹脂製（操法仕様）	1
吸管ロープ	10mm×8m フック・ロープ保持ゴムバンド付	1
吸管ちりよけ籠	合成樹脂製 ネジ式・ヒップラー媒介付き（操法仕様）	1
吸管ちりよけ籠	岩崎製作所 ストカゴセット3（フック付きロープ） 16SKGF3P	1
ゴムバンド	岩崎製作所 ロープ保持ゴムバンド	2
吸管まくら木	ゴム製	2
吸管スパナ	防錆処理	2
消火栓媒介金具	ヨネPR-75 ロープ引き上げ式	2
媒介金具	岩崎製作所 12NSM76B	2
媒介金具	65mm差込メス×50mm差込オス	2
媒介金具	65mm差込オス×50mm差込メス	1
媒介金具	65mm差込オス×65mm差込オス	1
媒介金具	65mm差込メス×65mm差込メス	1
消火栓蓋開閉金具	消火栓開閉バール(日之出)・消火栓手鍵 当市対応型	各1
安全管槍（定流量器付）	ヨネプロモデル整流板付 65mm×643mm 熱収縮グリップ付	1
安全管槍（定流量器付）	ヨネプロモデル整流板付 50mm×643mm 熱収縮グリップ付	1
無反動管鎗	ヨネαPL-65A（ヴァリアブルノズル NV-65B 付き）	1
可変噴霧ノズル	ヨネプロコンペ21	2
可変噴霧ノズル	ヴァリアブルノズル NV-65B	3
ストレートノズル	アルミ合金製 20mm 26mm	各1
中継圧力制御バルブ	ヨネ YR-65（75ミリメス×65ミリ差込メス）	1
二又分岐	65・50兼用型（マルチ）ボールバルブ	1
オス・メスキャップ	65mm差込キャップ（アルミ製）	各1
背負式消火水のう	容量18ℓ	5
ホース延長器(背負器)	軽量型（全面カバーシートを含む）	2
漏水止め応急バンド	マジックファスナー留め	5
ホースブリッジ	L（新素材軽量型）	一式
65mm消防用ホース	国家検定品 1.3MPa 耐圧以上、マチノ式、20m	10
50mm消防用ホース	国家検定品 1.3MPa 耐圧以上、マチノ式、20m	5
65mm消防用ホース	SUPER Runner12	6
65mm消防用ホース	SUPER Runner12-win	3
バール	600mm	1
スピンドルドライバー	防錆処理 当市対応型	1

とび口	長さ 1.5 m 以上 柄は樫材使用	4
はしご	鋼管製二つ折り 3.6m K-1-36	1
照明器具セット	ホンダ EU9i、ハヤリミット [®] LEV-605、コードリール 30 m、三脚付	一式
剣先スコップ	※当市の承認を得ること	1
大ハンマー	※当市の承認を得ること	1
大斧	※当市の承認を得ること	1
鋸	※当市の承認を得ること	2
ボルトクリッパー	600mm	1
消火器	粉末 A B C 消火器 20 型	1
防水シート	水損防止用 ハトメ付 4 × 4 m	1
燃料缶	10 リットル K H K 規格適合品	1
L E D 誘導棒	長さ 550 mm 程度	5
伸縮式カラーコーン	オレンジ色（反射材付き） 高さ 550 mm 程度	5

別表 2 装備品

品 名	規 格 等	数 量
小型動力ポンプ昇降装置	電動油圧式	一式
標識付散光式警光灯	大阪サイレン NF-ML-VK2M-LA1 (モーターサイレン・スピーカー内蔵、標識灯付)	一式
赤色点滅灯 (LED 式)	車両前面 2 個 大阪サイレン LFA-100 煽り両側面各 2 個 大阪サイレン LFA-200	計 6
照明付き赤色点滅灯	車両後面各 2 個 大阪サイレン LFA200・LIA200	計 4
L E D デイタイムライト	青系色 前照灯点灯で消灯するよう連動	2
フォグランプ	フロントバンパー内蔵 (純正品)	一式
電子サイレン共用アンプ	大阪サイレン TSK-D251	一式
マイク (前席・後部席用)	大阪サイレン DX-283S	計 2
マイクジャック (後部席)	上記使用マイク専用ジャック	1
機能集中型操作盤	大阪サイレン S B W-D 1	一式
ドライブレコーダー	随時録画タイプ 録画時間 24 時間以上 最新式	1
バックアイモニター	ルームミラー型 大型モニター カメラ付	1
デジタル無線受令機	本体は旧車両より移設 (本体以外はすべて新規製品)	一式
サイド バイザー	純正品	各ドア
サン バイザー	純正品	一式
エアコンディショナー	純正品	一式
消防団章	車両前面中央 大きさは直径 180 mm 程度	1
サーチライト	車体両側面 ワイド型 L E D 式	2
車両周囲灯	煽り両側面 各 2 個 大阪サイレン LIA-200	一式
車体内照明灯	L E D 型 (必要数)	一式
路肩灯	L E D 型 (左右各 1)	一式
後退警報器	後退レンジと連動	1

マッドフラップ	前・後輪用（純正品）	一式
バッテリー充電器	充電ケーブル付（マグネットカップラ）	一式
スタッドレスタイヤ	純正ホイール付	1台分

別表3 付属品

品 名	規 格 等	数 量
スペアタイヤ	純正ホイール（前後で径が異なる場合は各1）	1
タイヤチェーン	純正品	一式
牽引ワイヤー	本車両を容易に牽引できるもの	1
フロアゴムマット	前・後席用（純正品）	一式
車両標準工具	純正品	一式
強力ライト	ペリカン スティルスライトLED2410	5
車輪止め	ゴム製 取り付け位置については協議	2
三角停止表示板	純正品	一式
防水シート	車両デッキ用 車両デッキに適したサイズ	1
補修用塗料	1ℓ（うすめ液及び硬化剤を付属する）	1
車両キー	リモコン付1個・予備2個	一式
拡声器	防滴型 10W 単3電池式	1
ヒューズ（平型・管）	各使用アンペアのもの	各5

※ 以上の積載品及び装備品等を車両に安全確実に積載固定でき、かつ容易に取り外しができるよう堅固な装置を施すこと。